No	4290178

事務事業票

評価対象年度	平成29年度	（2017）

所管部長等名	市民環境部長　潮崎　勝
所管課・係名	循環社会推進課　循環社会推進係
課長名	坂口　初美

1 （Plan）事務事業の計画

事務事業名	ごみ減量化対策事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード（款-項-目）	4	—	2	—	3
施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	5	人と自然が調和するまち	事業コード（大－中－小）	5	—	33	—	01
	施策の大綱（節）【政策】	3	環境にやさしいまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標	4	“やつしろ”の発展を支えるまちづくり		
	施策の展開（項）【施策】	3	循環型社会の推進		施策大項目	2	暮らしの拠点づくり		
	具体的な施策と内容	1	ごみの減量化及び資源化の推進		施策小項目	1	「生活基盤」の整備		

事務事業の概要（全体事業の内容）	○出前講座や講師派遣による啓発活動 ○市報や新聞へのチラシの折込みによる啓発 ○生ごみ堆肥化容器設置の助成 ○多量排出事業所の指定と排出量データ集計 ○ごみの発生量及び組成調査　ほか
実施手法（該当欄を選択）	● 全部直営　○ 一部委託　○ 全部委託 ○ その他（　　）
補助金事業該当	○ 補助金（主な補助先：　　）※予算の全てが補助金支出である場合に記入。
根拠法令、要綱等	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律　○八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

事業期間	開始年度	終了年度	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である ○ 2 義務ではない
	合併前	未定		

2 （Do）事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対　象（誰・何を）	○市民 ○市内事業所（多量排出事業所など）

事業内容（手段、方法等）	成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）
○啓発事業 ・出前講座：市民からの要望に基づき、ごみの出し方や減量方法などについての出前講座を5回開催し、81人の参加者があった。 ・講師派遣：保育園・小中学校からの要望に基づき、ごみの分別について、市民団体の協力により5回開催し、348人の参加があった。 ・チラシ発行：新聞折込チラシ（2回）、市報折込（2回） ○助成事業 ・生ごみ堆肥化容器等設置助成：容器88基、処理機22機 ○調査事業 ・多量排出事業所の事業系一般廃棄物に関するデータ等を集計した。 ・ごみ組成調査：市内5ヶ所の集積所に出された有料指定袋内のごみ組成を定点調査し、発生量や資源混入率等の変化を調査した。	○燃えるごみの減量化（特に生ごみの減量化） ○資源化率の向上

コスト推移		27年度決算	28年度決算	29年度決算見込	30年度予算	2019年度見込	2020年度見込	2021年度見込
事業費（直接経費）（単位：千円）		6,332	5,638	2,839	4,352	5,000	5,000	5,000
財源内訳	国県支出金							
	地方債							
	その他特定財源（特別会計→繰入金）							
	一般財源（特別会計→事業収入）	6,332	5,638	2,839	4,352	5,000	5,000	5,000

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	ごみ減量化推進のチラシの新聞折込み	回	計画	－	2	2	2	2	2
			実績	2	2	2	2	2	2
②	ごみの分別に関するチラシの市報への折込み	回	計画	－	2	2	2	2	2
			実績	2	2	2	2	2	2
③	出前講座の回数（環境学習講師派遣を含む）	回	計画	－	30	35	35	35	35
			実績	25	35	25	20	20	10

〈記述欄〉※数値化できない場合

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	燃えるごみへの資源物混入率	家庭から出される燃えるごみの中に含まれる資源物の混入率を調査することにより、分別意識の程度を測る。	%	計画	－	20	20	20	20	20
				実績	18.7	21.6	20.7	24.6	23.3	22.9
②	ごみの資源化率	清掃センターに搬入された資源物の割合を調査し、分別意識の浸透度を測る。	%	計画	－	17	18	18	18	18
				実績	16.7	16.9	16.7	16.7	17.3	16.9
③	燃えるごみの市民一人当たりの排出量	市民一人当たりの燃えるごみの量を算定することにより、啓発活動や生ごみ堆肥化容器等設置助成などの施策の効果を把握する。	g/日・人	計画	－	441	441	441	441	441
				実績	475	467	461	460	445	445

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 （Check） 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	本事業は、ごみ処理経費を軽減するため、また、資源の有効活用を推進するため、市民への啓発活動を行っている。 環境センター稼動後も、循環型社会を構築していくためには、継続して取組む必要がある。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	市民一人当たりの燃えるごみの量は、少しずつではあるが減少しており、これはこれまでの啓発活動の成果であると考える。 しかしながら、家庭から出る「燃えるごみ」への「資源」の混入が未だ一定割合あるため、更なる啓発活動により減量化と資源の有効な再資源化を推進する必要がある。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	現在、市内の環境団体と連携した環境学習講師派遣事業を行っているが、教育現場からの要望も少なくなく、事業費の抑制は難しい。 また、新聞や市報への折込みは、市民へのごみ減量意識啓発に不可欠であると思われ、上記事業同様、事業費の引き下げは難しいと考えている。

4 （Action） 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 （該当欄を選択）	1 不要（廃止）　2 民間実施　3 市による実施（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善）　5 市による実施（現行どおり）　● 6 市による実施（規模拡充）
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	（今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など） 平成30年10月の環境センター本格稼動に向けて、環境学習エリアを活用した啓発事業を計画し、同時に施設見学コースと併せた環境学習メニューを関係課かいと検討する。

外部評価の実施			実施年度	
改善進捗状況等	H29進捗状況			
	H29取組内容			

決算審査に伴う常任委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

No	4290181

事務事業票

評価対象年度	平成29年度	（2017）

所管部長等名	市民環境部長　潮崎　勝
所管課・係名	循環社会推進課　循環社会推進係
課長名	坂口　初美

1 （Plan）事務事業の計画

事務事業名	熊本地震損壊家屋等解体撤去事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード（款-項-目）	10	—	90	—	2	
施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	5	人と自然が調和するまち	事業コード（大－中－小）	5	—	33	—	25	
	施策の大綱（節）【政策】	3	環境にやさしいまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標					
	施策の展開（項）【施策】	3	循環型社会の推進		施策大項目					
	具体的な施策と内容	2	廃棄物処理施設等の整備		施策小項目					

事務事業の概要（全体事業の内容）	熊本地震による損壊家屋等について、市が所有者に代わって解体を行う。 解体時に出る廃棄物については、仮置場に分別して集積し、その後運搬処理を行う。
実施手法（該当欄を選択）	○ 全部直営　● 一部委託　○ 全部委託 ○ その他（　　）
補助金事業該当	○ 補助金（主な補助先：　　）※予算の全てが補助金支出である場合に記入。
根拠法令、要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

事業期間	開始年度	終了年度	法令による実施義務（該当欄を選択）	
	平成28年度	平成29年度		● 1 義務である ○ 2 義務ではない

2 （Do）事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対　象（誰・何を）	熊本地震により倒壊した家屋等

事業内容（手段、方法等）	成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）
市が所有者に代わり、解体を行う。 解体に伴い発生した廃棄物については、仮置場に分別・集積したあと、運搬・処理を行う。	迅速な解体・撤去を行うことにより、生活環境の復興・復旧を後押しする。

コスト推移		27年度決算	28年度決算	29年度決算見込	30年度予算	2019年度見込	2020年度見込	2021年度見込
事業費（直接経費）（単位：千円）			563,100	809,389				
財源内訳	国県支出金		296,670	404,774				
	地方債							
	その他特定財源（特別会計→繰入金）							
	一般財源（特別会計→事業収入）		266,430	404,615				

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	家屋解体数	棟	計画	－				135	158
			実績					141	152
②			計画	－					
			実績						
③			計画	－					
			実績						

〈記述欄〉※数値化できない場合

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	解体家屋数（進捗率）	公費解体は、解体が終了した家屋数を基に事業の進捗率などを報告することとなっているため。	%	計画	－				46	100
				実績					48	100
②				計画	－					
				実績						
③				計画	－					
				実績						

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 （Check） 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	損壊家屋の迅速な解体・撤去を行うことにが、震災からの速やかな生活環境の復旧・復興には必要であると考える。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	本事業については、り災証明の発効状況などを考慮し、事業の受付期間を平成28年12月28日まで延長したため、事業が2年間での実施となった。 平成29年度末時点で、事業は全て完了している。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	当該事業は、平成29年度で終了した。

4 （Action） 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 （該当欄を選択）	● 1 不要（廃止）　2 民間実施　3 市による実施（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善）　5 市による実施（現行どおり）　6 市による実施（規模拡充）
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	（今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など） 本事業は、熊本地震の災害廃棄物処理事業であり、平成29年度で終了した。

外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		

決算審査に伴う常任委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

No	4290180

事務事業票

所管部長等名	市民環境部長　潮崎　勝
所管課・係名	循環社会推進課　廃棄物指導係
課長名	坂口　初美

評価対象年度	平成29年度	（2017）

1 （Plan）事務事業の計画

事務事業名	廃棄物処理対策事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード（款-項-目）	4	—	2	—	3	
施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	5	人と自然が調和するまち	事業コード（大－中－小）	5	—	33	—	14	
	施策の大綱（節）【政策】	3	環境にやさしいまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標					
	施策の展開（項）【施策】	3	循環型社会の推進		施策大項目					
	具体的な施策と内容	3	廃棄物の適正処理の推進		施策小項目					

事務事業の概要（全体事業の内容）	不法投棄や野焼きなどの不適正処理を防止することにより、廃棄物の適正処理を推進し、良好な生活環境の保全を図る。
実施手法（該当欄を選択）	○ 全部直営　● 一部委託　○ 全部委託 ○ その他（　　）
補助金事業該当	○ 補助金（主な補助先：　　）※予算の全てが補助金支出である場合に記入。
根拠法令、要綱等	廃棄物の清掃及び処理に関する法律

事業期間	開始年度	終了年度	法令による実施義務（該当欄を選択）	
	合併前	未定		● 1 義務である ○ 2 義務ではない

2 （Do）事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対　象（誰・何を）	①市民の良好な生活環境の保全。 ②市内にある民間の最終処分場の周辺住民。

事業内容（手段、方法等）	成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）
①不法投棄監視指導員として県警OBを採用し、恒常的なパトロールを実施し、廃棄物の不適正処理を確認した場合は、原因者に対して指導を行う。 ②市内にある民間の最終処分場の周辺の水質検査を行い、その結果を周辺住民に報告する。	①監視指導員の恒常的なパトロールにより、不法投棄や野焼きの未然防止、早期発見及び解決を図る。 ②最終処分場周辺の住民の不安を軽減する。

コスト推移		27年度決算	28年度決算	29年度決算見込	30年度予算	2019年度見込	2020年度見込	2021年度見込
事業費（直接経費）（単位：千円）		5,146	5,704	5,897	7,066	5,650	5,650	5,650
財源内訳	国県支出金	189	204	221	229	250	250	250
	地方債							
	その他特定財源（特別会計→繰入金）							
	一般財源（特別会計→事業収入）	4,957	5,500	5,676	6,837	5,400	5,400	5,400

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	不法投棄監視パトロール	日	計画	－	240	240	240	240	240
			実績	240	241	237	239	240	244
②	最終処分場周辺水質調査	回	計画	－	12	14	14	14	14
			実績	12	14	14	14	14	14
③			計画	－					
			実績						

〈記述欄〉※数値化できない場合

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	不法投棄発見件数	不法投棄監視パトロールの恒常的な実施は、事案の発生抑制に効果があるため。	件	計画	－	0	0	0	0	0
				実績	56	53	54	49	42	33
②	水質検査基準超過地点	水質検査において、基準の超過がないことが、周辺住民の不安軽減につながると考えるため。	地点	計画	－	0	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0	0	0
③				計画	－					
				実績						

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 （Check） 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	不法投棄監視指導員による恒常的なパトロールは、事案の発生抑制に効果があり、事業実施は妥当である。 最終処分場周辺の水質調査は、周辺住民の不安軽減に効果があり、事業実施は妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	不法投棄監視指導員によるパトロールについては、不法投棄・野焼きなどの発生抑制につながっている。 また、最終処分場周辺の水質調査では、基準値超過の項目がないことを確認している。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	水質検査、パトロールともに市が実施することで、住民の不安解消と発生抑制につながっているため、現行どおりの実施方法でよい。

4 （Action） 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 （該当欄を選択）	1 不要（廃止）　2 民間実施　3 市による実施（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善）　● 5 市による実施（現行どおり）　6 市による実施（規模拡充）
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	（今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など） 産業廃棄物最終処分場などの水質検査については、住民の生活環境への不安解消のため、今後も継続する必要がある。 不法投棄監視指導員によるパトロールは、事案の抑止効果があるだけでなく、事案が発生した場合においても、早期発見、早期解決へとつながるため、今後も継続して実施する。

外部評価の実施			実施年度	
改善進捗状況等	H29進捗状況			
	H29取組内容			

決算審査に伴う常任委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

No	4290182

事務事業票

評価対象年度	平成29年度	（2017）

所管部長等名	市民環境部長　潮崎　勝
所管課・係名	循環社会推進課　施設管理係
課長名	坂口　初美

1 （Plan）事務事業の計画

事務事業名	一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード（款-項-目）	4	—	2	—	5	
施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	5	人と自然が調和するまち	事業コード（大－中－小）	5	—	33	—	20	
	施策の大綱（節）【政策】	3	環境にやさしいまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標					
	施策の展開（項）【施策】	3	循環型社会の推進		施策大項目					
	具体的な施策と内容	3	廃棄物の適正処理の推進		施策小項目					

事務事業の概要（全体事業の内容）	一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟に伴う事務
実施手法（該当欄を選択）	○ 全部直営　○ 一部委託　● 全部委託 ○ その他（　　）
補助金事業該当	○ 補助金（主な補助先：　　）※予算の全てが補助金支出である場合に記入。
根拠法令、要綱等	国家賠償法・行政事件訴訟法

事業期間	開始年度	終了年度	法令による実施義務（該当欄を選択）	
	平成27年度	未定		● 1 義務である ○ 2 義務ではない

2 （Do）事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対　象（誰・何を）	平成27年7月に本市が実施した千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託に係る一般競争入札が違法であり、また、平成28年3月に本市が行った一般廃棄物収集運搬業許可更新処分が違法であるとした、本市を被告とする訴訟

事業内容（手段、方法等）	成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）
本市の訴訟代理人として弁護士が裁判所に出頭し、口頭弁論期日において本市が実施した一般競争入札及び許可更新処分には何ら違法性がないという主張を行う。	本市の主張が認められた判決を得る。

コスト推移		27年度決算	28年度決算	29年度決算見込	30年度予算	2019年度見込	2020年度見込	2021年度見込
事業費（直接経費）（単位：千円）		1,690	1,210	180	3,125	5,584		
財源内訳	国県支出金							
	地方債							
	その他特定財源（特別会計→繰入金）							
	一般財源（特別会計→事業収入）	1,690	1,210	180	3,125	5,584		

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①			計画	－					
			実績						
②			計画	－					
			実績						
③			計画	－					
			実績						

〈記述欄〉※数値化できない場合
裁判所の出頭命令に従って口頭弁論期日において本市の主張を粛々と行う裁判手続であるため、活動指標の数値化が困難である。

成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①				計画	－					
				実績						
②				計画	－					
				実績						
③				計画	－					
				実績						

〈記述欄〉※数値化できない場合
本市の主張が認められた判決を得ることが成果目標であり、成果指標を数値化することが困難である。

3 （Check） 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	本市を被告とする訴訟を提起されたことにより、裁判所から口頭弁論期日への出頭命令が行われたことから、紛争解決のために不可欠な事業である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	裁判所の出頭命令に従って、口頭弁論期日において本市の主張を行う裁判手続であることから、活動内容を見直す余地がない。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	裁判所に出頭して本市の主張を陳述するためには、極めて高度で専門的な知識が必要であり、専門的な知識を有する弁護士を本市の訴訟代理人として委任して事業を実施する必要がある。

4 （Action） 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 （該当欄を選択）	1 不要（廃止）　2 民間実施　3 市による実施（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善）　● 5 市による実施（現行どおり）　6 市による実施（規模拡充）
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	（今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など） 本市を被告とする訴訟を提起されたことにより、裁判所から口頭弁論期日への出頭命令が行われたことから、紛争解決のために不可欠な事業である。

外部評価の実施			実施年度	
改善進捗状況等	H29進捗状況			
	H29取組内容			

決算審査に伴う常任委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし